

大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針

【市長あいさつ】

人権を尊重し

差別のない

明るい大町市をめざして

「世界人権宣言」が採択されてから60年を迎えます。

国連は、1995年（平成7年）からの10年間を「人権教育のための国連10年」に位置付け、人権教育のための計画の策定と推進体制を強化するよう提起しました。

この決議を受けまして、大町市におきましても、市の様々な事業を人権の視点から横断的にまとめるとともに、市民総ぐるみによる人権のまちづくりを推進するため、平成15年3月に「人権教育のための大町市行動計画」を策定しました。

この行動計画では、平成17年度を目標年次として取り組んできましたことから、本年度において、関係団体のご意見を伺いながら施策の実施状況や成果についての評価・検証を行いました。

行動計画におきましては、数多くの団体や関係機関の皆様のご協力をいただき、多くの成果をもたらすことができましたが、計画に掲げた施策のなかには一層充実させなければならない課題や継続して取り組むべき事柄が数多くありますとともに、高齢化・情報化社会の進展に伴う新たな人権侵害も顕在化してきています。

このようなことから、「人権教育のための大町市行動計画」を基本にしながら、行動計画を更に発展させ、期限のない恒久的な取組みとするための基本方針を定めることにしました。

「大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針」は、今後の人権諸施策を推進するための「目指す方向性」と「なすべきこと」を明示するとともに、2007年（平成19年）に策定しました大町市第4次総合計画の施策目標の一つに掲げる「一人ひとりが平等で尊重される社会の形成」の具体的な方策として位置付けをしました。

基本方針に掲げました諸施策を積極的に推進し、一人ひとりがお互いを認め合い、助け合いながら、心豊かに安心して暮らせるまちづくりの実現に努めてまいりますので、引き続き市民の皆様の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

平成20年3月

目 次

◇ 市長あいさつ

1 はじめに

1-1 基本方針策定の経過と趣旨	4
1-2 基本方針の位置付け	5
1-3 基本目標	6
1-4 基本姿勢	7

2 様々な人権課題に対する取組み

2-1 同和問題	10
2-2 女性に関する問題	12
2-3 子どもに関する問題	14
2-4 高齢者に関する問題	16
2-5 障がい者に関する問題	18
2-6 外国人に関する問題	20
2-7 HIV 感染者等に関する問題	22
2-8 犯罪被害者等に関する問題	24
2-9 様々な人権に関する問題	25

3 あらゆる場を通じた人権教育の推進

3-1 学校等における人権教育	28
3-2 地域社会・家庭における人権教育	30
3-3 企業における人権教育	31
3-4 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育	32

4 推進体制

4-1 推進体制	36
4-2 国、県、関係団体との連携	36
4-3 施策のフォローアップ	36

5 資料

世界人権宣言	38
日本国憲法（抜粋）	41
人権教育及び人権啓発に関する法律	42
大町市人権擁護に関する条例	43

1. はじめに

- 1-1 基本方針策定の経過と趣旨
- 1-2 基本方針の位置付け
- 1-3 基本目標
- 1-4 基本姿勢

1-1 基本方針策定の経過と趣旨

国際連合は、二度にわたる世界大戦の反省から、1948年（昭和23年）の第3回総会において「世界人権宣言」を採択しました。その後、人権宣言を実効あるものにするため、「国際人権規約」や「国際人権年」などを定め、人権意識の高揚と協調行動を提唱してきました。しかし、このような取組みにもかかわらず、世界各地で民族紛争や宗教対立が多発し、人権侵害や難民の発生など深刻な問題が表面化しました。このため国連では、1994年（平成6年）に開催された第49回総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、加盟各国に対し、国際社会、地域、国及び地方の各段階における人権教育のための計画策定と推進体制の強化を求めました。2005年（平成17年）からは、「人権教育のための世界計画」が採択され、人権教育の一層の充実を図るため終期を定めずに継続して取り組むこととされています。

また、国ではこの「人権教育のための国連10年」を受けて国内行動計画の策定や「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」の公布施行及び人権教育・啓発に関する基本計画の策定など、人権擁護、人権確立に向けた取組みが進められています。

大町市においても、1999年（平成11年）に「大町市人権擁護に関する条例」を制定するとともに、2000年（平成12年）に「大町市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、2003年（平成15年）3月には「人権教育のための大町市行動計画」を策定しました。

この行動計画は、「人権を尊重し、差別のない明るい大町市づくり」を基本目標として、学校、家庭、職場、地域、企業などで、多くの人々や機関・団体による人権教育や啓発活動に関する様々な取組みが進められ、多くの成果をあげてきたところです。しかし、近年、インターネット等を悪用した人権侵害や配偶者・家庭内暴力、児童・高齢者に対する虐待など新たな人権侵害問題が顕在化してきています。また、急速な社会の変化と価値観が多様化するなかで、多くの人々が対人関係に戸惑いやストレスを感じている状況もみられます。

人と人とのつながりを大切に、共に生き支え合う社会の構築と、人権を尊重し差別のない明るい大町市を実現するためには、更に市民一人ひとりの人権意識の高揚を図ることが不可欠であり、そのための人権施策を一層推進することが重要となっています。

「人権教育のための大町市行動計画」において実施した人権諸施策の成果と課題を踏まえ、この計画をもとにした一層実効性のある人権諸政策を継続して推進するため「大町市人権教育及び人権啓発に関する基本方針」を定めます。

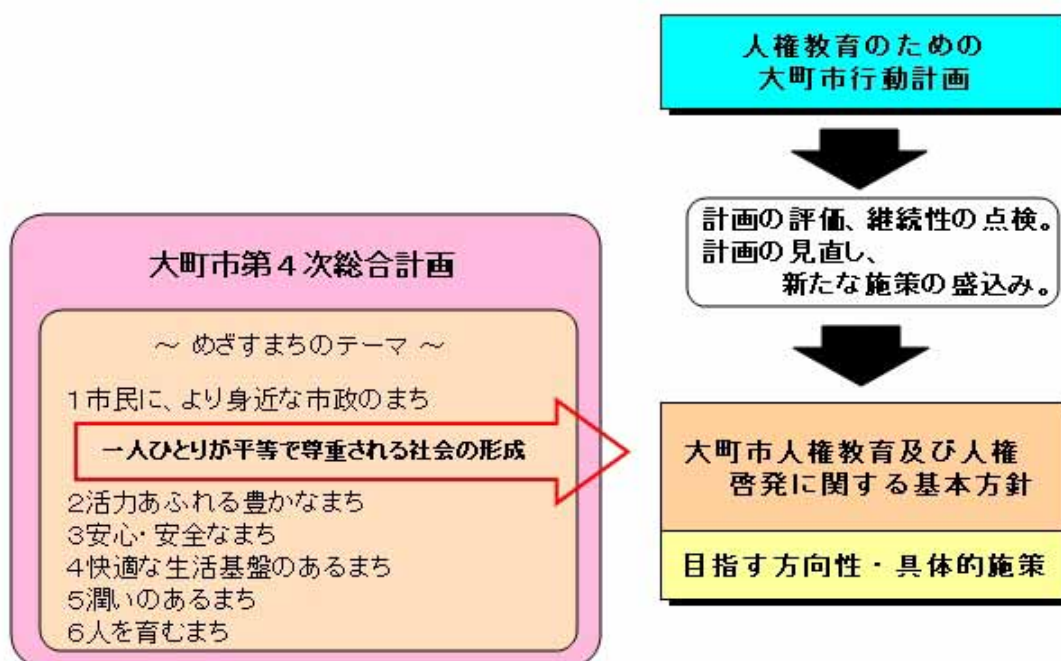
1-2 基本方針の位置付け

人権の尊重と確立は、人類普遍の原理である人の自由と平等に関する基本的な問題です。すべての人は、人間として皆同じように大切な人権を保有しているものであり、すべての個人が自律した存在として、それぞれの幸福を最大限に追求することができる平和で豊かな社会は、相互の人権が共に尊重されてこそ初めて実現されるものです。

このような認識のもとに、本基本方針を恒久対策に位置付け人権施策を推進します。

また、市では、2007年（平成19年）3月、「美しく豊かな自然 文化の風薫る きらり輝くおおまち」を将来像とする「大町市第4次総合計画」を策定しました。総合計画では、「市民参加と協働の市政による地域の再生」を基本理念とし、当市の10年後の姿として「市民に、より身近な市政のまち」「活力あふれる豊かなまち」「安心・安全なまち」「快適な生活基盤のあるまち」「潤いのあるまち」「人を育むまち」の六つのめざすまちのテーマを掲げています。

基本方針では、総合計画にうたわれている「市民に、より身近な市政のまち」のまちづくりのテーマの一つである「一人ひとりが平等で尊重される社会の形成」を具体的に明らかにする役割を担っており、今後の施策に反映させ実施していきます。



1－3 基本目標

差別行為は認めない、許さないという態度をはっきりと相手に伝えることは勇気のいることであり、またその反対に自分の差別意識を改めることも勇気のいることです。しかし、一人ひとりがこの勇気を持たなければ差別はなりません。

一人ひとりがお互いを認め合い、助け合うなかで、問題意識を持ち続ける努力と人権尊重の精神を養う継続的な取組みが大切です。

人権尊重を当たり前のこととして行動していく（『いつでも、だれでも、どこでも』）ことにより、「**人権を尊重し差別のない明るい大町市づくり**」の実現を目指します。

－ 人権とは －

「社会において幸福な生活を営むために必要な人間として当然に持っている固有の権利」

1-4 基本姿勢

(1) あらゆる機会を通じての人権教育の推進

私たちの身の回りには、様々な差別や偏見が根強く存在しています。差別の現れ方や特性はそれぞれ異なっていますが、人権が侵害されるという点で共通しています。

一人ひとりの人権を尊重するために、自分自身が経験する辛さや傷みを通して、私たちの回りにある様々な差別の傷みを共感し、差別を一つひとつなくしていくことが重要です。

このため、同和問題については、引き続き人権尊重の基本原則に立ち、人権はすべての人に平等として教育、啓発に努めるとともに、女性、子ども、高齢者、障がい者等のあらゆる人権問題に対する深い理解と認識により、差別をなくしていく行動を日常生活のなかで実践をしていくことが期待されます。これまで実施されてきた学校、職場、社会教育等での学習の場を更に活用し、内容も充実していくとともに、人権教育が行われる機会を社会のなかで質的にも、量的にも増やしていく必要があります。

(2) 市民の主体的な参加

「あらゆる場を通じての人権教育の推進」を図るためには、市民が広く機会をとらえて主体的に参加することが必要となってきます。

そのためには、講習会や研修会の機会を多く設けるとともに、市民だれもが参加しやすく、主体的に学ぶことができるように内容を充実させ、分かりやすく、かつ、参加者の心に響くものであり、実践につながるものにしていきます。また、広報誌やインターネット等あらゆる場を通じて、積極的にPRを行い、市民の主体的参加を促進します。

(3) 人権の理解から人権尊重への意識の高揚

同和問題を始め、あらゆる人権問題について正しい認識を持ち、この知識や理解を土台とし、真に一人ひとりが人権問題を自分自身の問題として受け止め、人権尊重の意識を十分に自覚し、人権感覚を向上させ、日常生活のなかで自ら実践に結び付けていくことが必要です。

このため、広報媒体を活用した啓発活動をきめ細かく実施し、学校における人権教育、社会教育、企業における啓発等を推進します。

(4) 自らの尊厳を認識し、互いの多様性を尊重し合う「共生の心」の醸成

すべての人の人権を尊重するうえで、まず、自分が人権を有する人間の一人であるという自覚が必要です。自分自身が人としての尊厳と、人として当然に持っている権利について認識し理解したうえで、「他の人も人としての尊厳を当然に保有しており、尊重しなければならない」という考え方を持つことが大切です。

この考え方を基本とし、一人ひとりが持つ多様性を理解し尊重し合う「共生の心」を醸成して、共に生きていく社会の実現を図ります。

(5) 異なった文化や考え方が互いに交流できる「共生社会」の実現

国際化社会の進展に伴い、市内で生活する外国人も年々増加しており、今後とも外国人と接する機会はますます増え、職場、学校、地域社会など日常生活の様々な場面で、外国人と密接なかかわりを持つ時代を迎えています。

異なった文化や習慣、考え方が理解されずに反発し合ったり不信感を持ってしまうこともあります。外国人に限らず、お互いの理解や知識が不十分であることが、誤解につながる等の状況が見受けられます。お互いが心を開き交流する機会を多く持つことによって、異なった文化や考え方を十分理解し、自分以外の多様な価値観を受け入れ認め合い、市民一人ひとりが共に生きる「共生社会」の実現を目指します。

2. 様々な人権課題に対する取組み

◆「障がい者」の表記について

「障害者」の"害"の字には一般的に「悪くすること」「わざわざ」などの否定的な意味があり、さらに「障害」が本人の意思でない生来のものや病気・事故などに起因するものでもあることから、「ひと」を表すときに"害"を用いることは人権尊重の観点からも好ましくはないものと考えられます。

このような理由から、本基本方針では次のとおり表記することとしました。

◇「害」の字における表記のルール

「障害」という言葉が、単語あるいは熟語として用いられ、「ひと」を直接的に形容するような場合は、「害」を「がい」と表記するか、あるいは可能な場合には他の言葉で表現します。

- (例) 単語＝障がいのある人など
 熟語＝障がい者・障がい児など

国の法令や県・市の条例等に基づく制度名や施設名あるいは団体等の固有名詞については、そのままの表記とします。

- (例) 法令・制度＝身体障害者手帳、特別障害者手当など
 固有名詞＝長野県障害者福祉センターなど

- 2-1 同和問題
- 2-2 女性に関する問題
- 2-3 子どもに関する問題
- 2-4 高齢者に関する問題
- 2-5 障がい者に関する問題
- 2-6 外国人に関する問題
- 2-7 HIV 感染者等に関する問題
- 2-8 犯罪被害者等に関する問題
- 2-9 様々な人権に関する問題

2-1 同和問題

同和問題は、人類普遍の原理である自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる重大な社会問題です。

市は、1965年（昭和40年）8月の同和対策審議会答申及び1969年（昭和44年）12月の部落解放審議会答申の精神を尊重しながら、同和問題の解決を市政の重要課題とし、県及び関係団体と協力して「差別のない明るい社会」の実現に向けて、鋭意努力してきました。2001年度（平成13年度）まで約30年間続いた同和対策事業に関する特別措置法により、生活環境を始め様々な面で存在していた格差の改善が進むとともに、人権意識の普及高揚を目指し、同和対策を総合的、計画的に推進してきました。

これらの施策等によって同和問題に関する差別意識は、解消に向けて進んできていますが、いまだ結婚問題、就職問題を始め戸籍書類の不正取得等の問題も解決しなければならない課題です。さらにインターネット上での悪質な差別事件など新たな問題も顕在化してきています。

部落差別をなくすためには、同和問題の解決が私たち一人ひとりの幸せに結びついているという自覚を持って、それぞれの立場で具体的に実践する必要があります。

■基本目標

同和問題を正しく理解し、差別意識の解消に向けた積極的な実践

■基本施策

これまでの同和教育や啓発活動で積み上げられてきた成果とこれまでの手法を踏まえ、いまだに残っている部落差別の解消に向け、以下の取組みを推進します。

（1）啓発活動の推進

あらゆる機会を利用した啓発と、より多くの市民の参加を目指します。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・あらゆる機会を通じた広報活動の実施 ・同和教育集会所の利用促進 ・子ども会活動の充実

(2) 同和教育の充実

同和問題についての正しい理解を深め、日常生活において自ら実践することができるよう同和教育を積極的に進めます。

具体的な施策
・指導者研修の機会の充実 ・企業における同和教育の推進 ・公務員に対する各種研修の充実 ・各種団体のリーダー養成

(3) 相談体制の充実

同和問題に関する市民からの様々な相談に適切に対応し解決に努めます。

具体的な施策
・個別相談の実施 ・関係団体との懇談会の実施



2-2 女性に関する問題

男女平等と女性の地位向上に向けた取組みは、国連が提唱した1975年（昭和50年）の「国際婦人年」以降、世界各国で活発に展開されてきています。

1999年（平成11年）に男女共同参画社会の形成を促進するための男女共同参画社会基本法が公布施行され、男女の人権の尊重などの基本理念や国、地方公共団体、国民の責務が定められました。

国においては、同基本法に基づく「男女共同参画基本計画」が策定され、また、県においても、「長野県男女共同参画計画」により施策の推進が図られてきました。

市においては、1995年（平成7年）に女性行動計画「おおまち女性プラン」《計画期間：1995年～2000年（平成7～12年）》、2002年（平成14年）に「大町市男女共同参画計画」《計画期間：2002年～2006年（平成14～18年）》を策定し、また、2004年（平成16年）には、「大町市男女共同参画推進条例」を制定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組みを進めてきました。こうした結果、男女共同参画意識は徐々に向上されてきましたが、依然として「男だから・女だから」や「男は仕事・女は家庭」といった社会的・文化的につくり出された固定的な性別役割分担意識が残っており、様々な分野で男女共同参画が実現されているとはいえない状況にあります。

また、ドメスティック・バイオレンス※やセクシャル・ハラスメント※などの女性に対する暴力が深刻化しつつあり、2000年（平成12年）に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」、2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成16年に一部改正）が施行され、その防止や被害者支援等の取組みを更に充実させなければなりません。

こうしたことから、新たに「大町市男女共同参画計画」《計画期間：2008年～2012年（平成20～24年）》を策定し、男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力を発揮して、共に活躍できる男女共同参画社会の実現を目指しています。

■基本目標

男女がお互いの人権を尊重し、個性や能力を発揮して、共に活躍できる社会の実現

■基本施策

市民のだれもが性による差別を受けることなく、男女の人権が尊重され、あらゆる分野において個性や能力を発揮し、男女が共に活躍できるまちづくりのため、市では「大町市男女共同参画計画」に基づき、市民、関係機関、団体等と連携し、以下の取組みを推進します。

(1) 教育・啓発活動の推進

男女共同参画の意識改革のための啓発や社会制度、慣習等を見直します。また、女性に対する暴力を根絶するための啓発を進めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・「男女共同参画フォーラム」の実施 ・固定的な性別役割分担意識の解消 ・仕事・生活・社会参加の両立のための法制度の周知促進 ・男女共同参画意識の教育・学習

(2) あらゆる分野への女性の参画

政策・方針等の立案及び決定の場への男女共同参画を進めます。

具体的な施策
・審議会等への女性の登用推進 ・経営や政策・方針決定への女性の参画の拡大 ・参加しやすく、意見が言いやすい雰囲気づくり

(3) 相談体制の充実

女性の人権問題の解決を図るため、いつでも安心して相談できる体制を充実します。

具体的な施策
・定期的な女性相談の実施 ・関係機関等との連携 ・関係法の周知

※ドメスティック・バイオレンス

近親者に暴力的な扱いを行う行為、または暴力によって支配する行為全般をいう。

※セクシャル・ハラスメント

相手方の意に反する性的な言動で、それに対する対応によって仕事を遂行する上で、一定の不利益を与えたり、就業環境を悪化させること。

2-3 子どもに関する問題

21世紀を担う子どもたちが、心身ともに健やかに育っていくことは、国民すべての願いであり、基本的人権を尊重し、差別を見抜き、差別をなくす意欲と実践力を持った人の育成は、実現すべき大きな目標です。

子どもの人権については、これまでは保護や教育の対象として、権利の制限も当然なものとして取り扱われる傾向にありましたが、子ども一人ひとりが基本的人権の権利主体であることを理解し、子ども自身の声に耳を傾けることが大切です。

1994年（平成6年）に日本が批准した「児童の権利に関する条約」においては、すべての子どもの基本的人権の尊重が求められています。児童が一人の人間として尊重され、その生活が保障されなければならないことは、児童福祉法の理念でもあります。

子どもと家庭を取り巻く環境は、少子化のほか、核家族化や都市化などの進行により大きく変化し、親による虐待、学校等における体罰・いじめ・不登校、インターネットや携帯電話による性被害・有害情報のはん濫など、複雑多様化しています。

そうしたなかで、市では、地域のニーズに基づく子育て支援や環境整備等を進めるため、1998年（平成10年）に「エンゼルプランおおまち」、2005年（平成17年）に「次世代育成支援対策行動計画」を策定しました。また、青少年センター、子ども会育成連絡協議会、青少年問題協議会、青少年育成市民会議などを設け、市民と共に子どもの育成を図る体制づくりを進めてきています。

子どもの問題については、子どもの視点に立って、子どもを人権の主体とした一人の人間として考えることが大切です。市民一人ひとりが家庭や子育てに対する関心を一層高め、行政はいうまでもなく、家庭、学校、地域社会や企業など社会全体での取組みが必要となっています。

■基本目標

子どもが基本的人権の権利主体であるという視点に立った環境づくり

■基本施策

子どもが一人の人間として、安心して自分らしく生き、社会に参加しながら成長していきけるようなまちづくりを進めるため、地域、家庭、学校等と連携し、以下の取組みを推進します。

（1）相談体制の充実

福祉、保健、医療、教育等各分野の連携により相談体制の充実を図ります。

具体的な施策
・問題の早期発見・早期対応の体制の充実 ・「家庭児童相談室」、「少年教育電話相談・面接相談」等の相談機関の周知と充実

(2) 啓発活動の推進

人間性豊かな子どもの育成を目指す教育を進めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・「児童の権利に関する条約」のパンフレット配布 ・有害環境浄化の取り組み

(3) 地域社会への参加促進

子どもの意見や地域社会への参加の権利の保障に努めます。

具体的な施策
・児童の地域社会への受入れの促進 ・公共施設への子どもの意見の反映

(4) いじめ、虐待等の問題への対応

いじめ、虐待等の権利侵害からの救済や回復等への支援の充実に図ります。また、いじめ問題へのきめ細かな対応や児童虐待等の未然防止に努めます。

具体的な施策
・カウンセリング等の生徒指導研修の実施 ・中間教室や専門家によるカウンセリングの実施 ・「いじめ等対策連絡協議会」での総合対策の実施 ・「要保護児童対策地域協議会」での適切な対応



2-4 高齢者に関する問題

高齢化が一層進展するなかで、社会を明るく活力に満ちたものとするためには、今後一層大きな割合を占めることとなる高齢者が、心身ともに健康であることはもとより、長年培ってきた知識や経験を生かして社会活動に積極的に参加することが必要です。しかし、依然として高齢者に対する偏見や否定的な印象を持つ傾向がみられることから、高齢者の社会参加を妨げたり、高齢者に対する不当な差別につながる恐れが生じています。心身が弱っていても高齢者の行動したい欲求は、若い人と同じです。そのためには、高齢者自身の姿勢や取組みに加えて、若い人を始めとする周囲の人々の高齢者に対する誤った先入観や固定観念を払拭し、高齢者一人ひとりがこれまで以上に個人として尊重されることが何よりも重要です。

高齢者の介護は、社会全体にとっても、市民一人ひとりにとっても大きな問題となっています。寝たきりや認知症などで介護が必要な高齢者は今後も一層増加することが見込まれます。こうしたなかで、要介護者の人格やプライバシーが傷付けられるような処遇や、本人の意思を無視又は軽視した処遇や肉体的、精神的な高齢者に対する虐待等が行われることがないよう、本人の意思を尊重した質の高いサービス提供を進める必要があります。また、家庭介護においては、家族が身体的にも精神的にも大きな負担を負っていることから、要介護者を抱える家族の人間関係を損なうことのないよう、介護負担の軽減を図る必要があります。たとえ介護が必要な状態になっても、高齢者自身の希望が尊重され、その人らしい自立した生活を送ることができるような社会の実現が求められています。

認知症の高齢者の増加に伴い、財産管理や遺産相続をめぐる紛争が全国的に増加し、高齢者の人権が侵害される事例が生じていることから、認知症高齢者等の新たな権利擁護の制度として、成年後見人制度が2000年（平成12年）に施行されました。これらの制度に対する理解を深め、有効に活用するための学習等の充実を図る必要があります。

■基本目標

高齢者に対する理解を深め、安心して暮らせる社会の実現

■基本施策

高齢者が生きがいを持ち、長年培ってきた知識や経験を生かして積極的に社会に参加し、社会を構成する重要な一員として尊敬される社会づくりを進めるとともに、寝たきりや認知症など介護が必要な状況になっても、個人としての尊厳が保たれ、住み慣れた家庭や地域で安心して暮ることができるようにするために以下の施策を推進します。

(1) 教育・啓発活動等の推進

高齢者に対する理解を深めるとともに、高齢者が健康で生きがいを持って社会参加ができるよう教育及び啓発活動を進めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・高齢者に対する偏見や先入観の解消や生涯学習機会の充実 ・介護予防や認知症問題の啓発及び介護技術の知識の普及 ・高齢者に対するドメスティック・バイオレンスやネグレクト※などの虐待防止の啓発 ・人材育成の充実 ・福祉の心の育成 ・住環境のバリアフリー※化の推進

(2) 高齢者の社会参加の促進

長年培ってきた知識や経験を生かす場、活躍する機会を増やし積極的な社会参加を促進します。

具体的な施策
・生きがい対策 ・社会参加の促進 ・高齢者の職場の確保

(3) 相談体制の充実

高齢者やその家族が抱える心配ごと等について相談体制の充実に努めます。

具体的な施策
・相談体制の充実 ・権利擁護の推進

※バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。

障壁には、建物内の段差など物理的なもののほか、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なものなど、広い意味がある。

※ネグレクト

ないがしろにすること。遺棄、衣食住や清潔さについての健康状態を損なう放置をいう。

2-5 障がい者に関する問題

市では、「完全参加と平等」をテーマとした1981年（昭和56年）の「国際障害者年」を契機として、1982年度（昭和57年度）から3次にわたり「障害者対策に関する長期行動計画」を策定し障がい者施策を推進してきました。特に、1999年（平成11年）に策定した「障害者計画おおまち（第2次・障害者対策に関する長期行動計画）」では、障がいのある人も、住み慣れた地域で、お互いに人間として尊重し合いながら普通の生活ができるようにしていくという「ノーマライゼーション※」の理念を、広く地域社会に定着するよう施策の展開を図ってきました。

このノーマライゼーションの理念は、徐々に定着しつつありますが、いまだに障がいのある人への偏見や誤解があり、好奇の目でみたり、ものを尋ねる際にも本人ではなく介護者に聞くなど、障がいに対する理解は十分とは言えないため、相互理解と相互協力を一層進めていく必要があります。

障がいのある人が安全、安心して生活でき、社会参加を促進するためには、公共施設や道路、交通機関、住居などの物理面のバリアフリーを進めるとともに、心のバリアフリーも進めていく必要があります。また、障がいがあることにより社会参加に対して消極的になってしまっている状況があるため、自分に自信をもつて積極的な社会参加ができるよう地域の協力、支援が必要です。さらに地域で安心して生活をするためには、自らの権利が保障され、かつ、行使することができ、これを侵害された場合には、必要に応じ相談等の支援が受けられる体制を整備する必要があります。

障害者基本法を始めとする様々な法律が、ここ数年のうちに改正又は新たに制定されるなど福祉制度が大きく変革してきたことから、市においては2007年（平成19年）に障害者基本法に基づく「大町市障害者計画」と障害者自立支援法に基づく「大町市障害福祉計画」を合わせた、新しい「障害者計画おおまち（第3次・障害者対策に関する長期行動計画）」を策定し、「きらり輝く共生のまちづくり」を基本理念として支援を進めています。

社会情勢が日々変化するなかで、障がいのある人の重度化・高齢化も進んでいることから、ニーズを的確に把握しながら自立を支援する諸施策を進めるとともに、障がいに対する理解を深めるための啓発や交流事業も重要となっています。

■基本目標

障がい者や障がいに対する理解を深め、一人ひとりが輝く社会の実現

■基本施策

「障害者計画おおまち」の基本的な方向を踏まえ、以下の施策を推進します。

(1) 教育・啓発活動等の推進

障がい者や障がいに対する正しい理解と認識を一層深めるよう教育及び啓発活動を進めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・障がい者との交流

(2) 障がい者の社会参加の促進

自分に自信を持って積極的な社会参加ができるよう協力支援を進めるとともに、社会における物理面や意識面のバリアフリーを進めます。

具体的な施策
・障がい者の自立と就労や社会参加の推進 ・心と社会のバリアフリー ・専門職員の養成及び研修 ・関係団体のネットワークの構築

(3) 権利擁護

自らの権利が保障され、かつ、行使することができるように努めます。

また、相談等の支援が受けられる体制を整備し強化するよう努めます。

具体的な施策
・成年後見人制度や権利擁護事業の活用 ・相談支援体制の充実



※ノーマライゼーション

障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるような社会をつくるという理念

2-6 外国人に関する問題

世界の国々は、相互に依存関係を深めており、私たちの地域も世界との密接な関係のなかで成り立っています。一人ひとりが自らの地域や日本のことだけでなく、世界全体のことを考え、行動していかなければならない時代を迎えています。

市では、姉妹都市であるオーストリアのインスブルック市や米国のメンドシーノとの交流等を通じ、国際理解を図ってきています。しかし、今日の国際化・情報化の進展は著しく、在住又は来訪する外国人は急増しており、これに伴い外国籍の児童生徒数も増加しています。今や、職場、学校、地域社会など日常生活の多くの場面で、外国人と密接なかかわりを持つようになってきています。

在住外国人は、歴史的経緯を持つ朝鮮半島の人々や、近年急増したブラジルや東南アジアの人々など様々であり、抱える問題も多様化しています。母親が医師に子どもの病状を正確に伝えられない、文字が読めないため切符を買えず、行きたい所に自由に行けないなど、日常生活のうえでも不自由を来すことが多くあります。また、外国籍の児童生徒に対応するため、日本語教室を設置（大町西小学校）するなど、日本語の学習や心のケア等の支援に努めていますが、いまだ十分とはいえない状況にあります。

外国人と日本人が共に生きる、開かれた地域社会を実現するためには、外国の歴史や文化を正しく認識し、尊重するとともに広く市民の間に複数文化や多様性を容認する「共生の心」を醸成することが何よりも求められています。

■基本目標

国籍や人種の違いを超えて、お互いの文化や価値観を尊重する意識の醸成

■基本施策

より多くの国の人とのふれあいを深め、共生の精神に満ちた大町市を目指して、以下の施策を推進します。

（１）教育・啓発活動等の推進

市民の国際理解の推進と地域社会や学校での支え合いの意識の醸成に努めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・多様な文化の理解の促進 ・交流イベントの開催 ・学校における国際理解教育の推進

(2) 日常生活のサービスの充実

在住外国人が市内で円滑な生活を送れるように支援します。特に、外国籍の児童生徒や保護者には、日本語の習得、生活適応のための相談・指導に努めます。

具体的な施策
・ 外国人相談体制の充実 ・ 日本語教室の充実 ・ 日本語指導ボランティアの養成



2-7 HIV感染者等に関する問題

現在の地域社会においては、様々な病気、特に感染症に対する正しい知識と理解が十分されていないことから、エイズ、結核、ハンセン病*などの患者や感染者が、これらの感染症に対する誤った知識や偏見などにより、学校や職場、地域社会等で差別を受けている例が少なくありません。

エイズに関しては、研究の進展に伴い、その原因が HIV*といわれる非常に感染力の弱いウイルスであり予防措置を講ずれば、通常では感染しにくい病気であることが分かり、社会のエイズに対する理解が進んできました。

ハンセン病については、治療薬のなかった当時は、不治の病として社会から極度に嫌悪され、強制的に隔離され家庭をも崩壊させる病でしたが、感染性も弱く、現在では治癒する病気となっています。しかし、いまだに過去の誤った認識から、感染性の強い不治の病として社会から誤解と偏見を招いていることもあり、治癒した人の社会復帰を困難なものにしています。

また、難病患者についても、治療が極めて困難なことから多くの患者が長期療養を余儀なくされ、さらに社会復帰が極度に困難なため、職を失うなど社会生活の基盤が脅かされることも少なくありません。また、治療費も高額となることから経済的な問題や介護など家庭的にも大きな負担となっています。

感染者や難病患者に対する偏見や差別をなくすよう、それぞれの病気に対して、学校や職場、あるいは地域社会において正しい知識の普及啓発などを行うことにより理解を深める必要があります。

■基本目標

HIV感染者等に対する理解を深め、偏見や差別の解消

■基本施策

HIV、ハンセン病などの感染者や難病患者については、市民一人ひとりがそれぞれの病気に対する正しい知識を持つことが重要であり、病気を理解することにより偏見や差別をなくし、患者、感染者等が尊厳を持って暮らすことができるようにするため、以下の施策を推進します。

(1) 教育・啓発活動の推進

偏見と差別の解消に努め、共に生きる地域社会の実現を目指します。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・ HIV・ハンセン病感染者等の正しい知識の普及 ・ 難病についての正しい知識の普及 ・ 学校教育での指導の充実

(2) 相談体制の充実

感染の不安を持つ人のプライバシーに配慮しながら、相談体制の充実を図ります。

具体的な施策
・ 相談指導体制の充実

※H I V

エイズウィルスの侵入を受けた人をH I V感染者といい、病気が進んで体の抵抗力が弱まり、エイズ特有の症状（カリニ肺炎やカンジタ性食道炎など）が現れた人をエイズ患者という。

※ハンセン病

「らい菌」によって引き起こされる感染力の弱い慢性の感染症

2-8 犯罪被害者等に関する問題

近年、様々な犯罪の発生により、それらに巻き込まれた犯罪被害者やその家族の人権問題に対する社会的関心が大きな高まりを見せており、犯罪被害者等に対する配慮と保護を図るための具体的な諸施策を講じていくことが課題となっています。

犯罪被害者等の権利の保護に関しては、2000年（平成12年）に「犯罪被害者等の保護を図るための刑事手続きに付随する措置に関する法律」の制定、刑事訴訟法や検察審査会法、少年法の改正等一連の法的措置によって、司法手続きにおける改善が図られたほか、2001年（平成13年）には「犯罪被害者等給付金支給法」が改正され、題名が「犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律」に改められるとともに、給付制度の拡充と新たに犯罪被害者に対する援助措置が設けられました。

さらに、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、2005年（平成17年）4月には「犯罪被害者等基本法」が施行されました。この法律では基本理念として「被害者の個人の尊厳が重んじられ、尊厳にふさわしい処遇を受ける権利」「被害者ごとの個別の状況に応じた施策の実施」「再び平穏な生活を営めるようになるまでの途切れのない支援」を規定し、被害者の権利が明文化されたところです。

犯罪被害者やその家族は、生命、身体、財産上の被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的・身体的な不調、医療費の負担や失業などによる経済的困窮、捜査や裁判の過程における精神的負担、周囲の人々の無責任なうわさやマスコミの行き過ぎた取材・報道によるストレスなどに苦しめられることも少なくありません。

このような状況から犯罪被害者等の視点に立ち、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けて啓発活動など諸施策を推進していく必要があります。

■基本目標

社会全体で犯罪被害者やその家族を支援する意識の醸成

■基本施策

市民一人ひとりが被害者の置かれている現状を理解するための啓発を行うとともに、社会全体で被害者を支援する意識の醸成に努めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・各種関係機関との連携 ・情報提供の充実

2-9 様々な人権に関する問題

(1) パソコン・携帯電話等を利用したインターネットによる人権侵害

近年の情報化社会の進展と電子情報機器の普及に伴い、ホームページ等への人権を無視したひぼう、中傷などによる嫌がらせ、さらにはパソコン等を利用した不当な侵入による個人情報の流出や迷惑メールなどの人権侵害が全国各地で発生しています。

このような状況を踏まえ、個人のプライバシーや名誉が守られるよう情報モラルの確立に積極的に取り組む必要があります。

(2) 地域社会における慣行や因習などからくる人権問題

地域社会には様々な慣行や因習があり、それは今までの生活体験などからきているものもありますが、なかには合理性がなく、差別につながる恐れのあるものや差別的なものもあります。

また、他の地域から転入して来た人に対して、よそ者であるという差別的扱いも見受けられないとはいえません。

これら地域社会における慣行や因習あるいは考え方も、差別や差別につながる恐れのあるものについては、見直しや廃止の必要があります。

(3) 刑を終えて出所した人に関する問題

刑を終えて出所した人などが社会生活を営むには、本人の強い更正意欲と家族、職場、地域社会の理解と協力が必要です。

親族、縁故者からの援助が受けられず地域社会から拒否的な感情や白眼視を受けることにより、生活が行き詰まってしまうことがあります。また、親族に関しても、刑罰を受けた人の家族であるという理由により地域社会から差別的な扱いを受けることもあります。

社会復帰のための努力をしても、前歴のうわさ等が流布され、本人の更正意欲がそがれてしまうことがあります。罪を犯した人たちが、更正に適した環境で生活できるよう、受け入れ体制や就職等援助の手を差し伸べることが大切です。

(4) アイヌの人々に関する問題

1974年（昭和49年）以来、北海道ウタリ福祉対策が実施され、昭和50年代に入るとアイヌの人々に関する法律の制定を要望する意見が多く出されるようになりました。

1993年（平成5年）の「国際先住民年」以来、国連においても先住民をめぐる論議が活発化し、国は1995年（平成7年）3月に「ウタリ対策のあり方に関する有識者懇談会」を設置しました。

この懇談会から1996年（平成8年）4月に報告書が提出され、その趣旨に基づき1997年（平成9年）7月に「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普

及び啓発に関する法律」が施行されました。

このような経過を踏まえ、固有の言語と長い歴史を持つアイヌの人々に対しての正しい理解と認識を深める必要があります。

(5) 性同一性障がいに関する問題

性同一性障がいとは、生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しないため、社会生活に支障を来す状態をいいます。

2004年（平成16年）7月には、「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行されました。この法律により、性同一性障がいであって一定の条件を満たすものについては、性別の取扱いの変更について審判を受けることができるようになりました。しかし、性同一性障がいに対する偏見や差別は依然として残っており、これらをなくす努力が必要です。

(6) 性的指向に関する問題

性的指向とは、性的意識の対象が異性、同性又は両性のいずれに向かうかを示す概念のことで、具体的には、異性愛、同性愛、両性愛を指します。

性的指向を理由とする差別的取扱いについては、現在では、不当なことであるという認識が広がっていますが、特に、同性愛者については、いまだ偏見や差別を受けているのが現状であり、その人権擁護に資する啓発活動を行う必要があります。

(7) ホームレスに関する問題

自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされ、健康で文化的な生活を送ることができない人々が存在し、地域社会とのあつれきが生じるなど、ホームレス問題は大きな社会問題となっています。また、ホームレスに対する嫌がらせや暴力事件などの人権侵害等の問題も発生しています。このような状況から、ホームレスの自立を積極的に促すとともに、地域社会におけるホームレスに関する問題の解決を図ることを目的として、2003年（平成15年）7月、「ホームレスの自立支援に関する基本方針」が策定されました。実情を認識し、この問題にどのように対処すべきかを考えることは、人権感覚を高めるうえでも大切なことです。

■基本施策

それぞれの人権を尊重する姿勢が問われていることから、正しい知識の普及と偏見を解消するための教育・啓発に努めます。

具体的な施策
・「人権を考える市民の集い」の実施 ・様々な人権課題に対する啓発活動の実施

3. あらゆる場を通じた人権教育の推進

3-1 学校等における人権教育

3-2 地域社会・家庭における人権教育

3-3 企業における人権教育

3-4 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育

3-1 学校等における人権教育

長野県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づいて、2003年（平成15年）4月に「長野県人権教育・啓発推進指針」を策定し、学校における人権教育の基本方向を「人権感覚と『共に生きる心』を育む」としました。市はこれに基づき、いじめや不登校などへの対応、心の教育や同和教育などの人権尊重の教育、障がいのある子どもについての理解や認識を深める活動等、豊かな心を育む教育を今日的課題としてとらえて、幼児教育、同和教育、道德教育、生徒指導等の充実を進めてきました。

また、人としての尊厳と、基本的人権が保障される民主的な社会を実現するために、すべての差別をなくす意欲と実践力を持った人の育成を目指して、あらゆる教育の場を通して、同和教育を日常的に実践してきました。

こうした取り組みを通じて、児童生徒の人権尊重に対する意識は高揚し、友達や自分に対する差別等の人権侵害を訴えたり、人種・国籍や障がいを超えて共に生きる《共生》意識が生まれ始めました。

しかし、いまだに一人ひとりの基本的人権が十分に保障されているとは言い難い面もあります。これらは、いじめ・不登校・暴力行為、といった形で現れています。

こうした状況を踏まえ、今後、次の事項について推進していく必要があります。

（1）幼児期の人権教育

人権感覚の芽生えは、人間形成の基礎が培われる幼児期から始まります。これまで、幼稚園、保育所では、調和のとれた人的発達の基礎を築くことを目標に、幼児一人ひとりの発達の過程や生活環境など発達の全体的な姿を把握しつつ総合的な指導を行ってきました。子どもたちが、一人ひとりの違いを認め合いながらお互いを大切にする心や態度を育てるような教育・保育を行っていくため、今後も幼稚園、保育所においては、家庭や地域、小学校、関係諸機関と連携しながら、次の点に留意して指導していくことが重要です。

○幼児の生活基盤である家庭、地域の実態を把握し、人権意識の育成に影響を及ぼす環境の改善、情報の整理等を行う。また、それらの実態把握に基づいて、一人ひとりの発達段階を考慮しながら、人権に対する体験活動を取り入れる。

○自分の存在は掛け替えがなく尊く、この存在の大切さを認識し、自分らしく生きたいと思う心、自尊感情を育てることにより、他者の生き方や考え方を尊重することができる寛容な人格の形成を図る。そのため教諭、保育士は様々な場面における子どもたちの言動や行動に注視し、一人ひとりの長所を一つでも多く見出すことに努める。そして、その長所を子どもたち自身が気付くよう支援し、励ますことを大切にしていく。

○穏やかな気持ち、伸びやかな心を育むために、自然体験や、音楽・劇等の表現体験を重視する。発達段階に応じて、幼児が主体的に体験活動に参加する機会を設け、人権を尊重する集団づくりの基礎を培う。

以上の点について、幼稚園、保育所職員を対象にした研修の機会や資料を提供します。また、自然や社会とのかかわりを深める体験のための諸条件や機会などを整備し、一人ひとりの幼児に適応した子育てを支援します。

(2) 小・中・高等学校の人権教育

小・中・高等学校では、児童生徒の発達段階や地域の実情に即し、様々な活動を通して人権にかかわる教育が実践されています。これらは、教科や道徳、特別活動のなかで人権を学ぶために行われたり、学習の目標を達成する手段として行われています。例えば道徳教育では、心の教育を推進するために、人としてのあり方や生き方の自覚を深める場として位置付けられています。また、国際理解教育では、人種や民族を超えて人種・異文化理解・相互理解の意識や実践力づくりが、生徒指導では対人関係や集団づくりを通して児童生徒一人ひとりが居場所・生きがい・存在感を得られる学級や学校づくりが進められています。

学校では今後、各教科などの相互の連携を図りながら、次の点に留意して推進する必要があります。

○教職員は、人権侵害を被った側に立って、児童生徒と共に人権侵害の現実から人権教育の方向を学び、「差別に気付く」、「差別を憤る」、「差別を許さない」、「差別に負けない」児童生徒を育成する。

○人権意識が育つ過程を重視し、民主的で温かな学級、学校づくりを目指す。

○道徳教育を通して、人間尊重の精神と生命を尊重する心を培うとともに、自律的人間の育成を図る。

○各教科等に分散している人権にかかわる内容やプログラムを見直し、人権教育を発達段階や学校の実態に即して再編成する。

○ボランティア活動、障がいのある人々との交流等人権にかかわる様々な体験を取り入れ、自分が掛け替えのない存在であることを実感させながら、人権意識、自尊感情を育成する。また、発達段階に応じて、児童生徒が体験活動に計画からかかわることを通して、自立や実践力の向上を図る。

○人権にかかわる学校の取組みを地域社会に公開したり、地域の人々を講師として招いたりするなど、学校と家庭、地域との連携を図る。

以上の点について、個々に応じた指導を行うとともに、学校や地域の特色を生かした人権教育を推進します。また、これまでの人権にかかわる教職員研修の内容や方法の創意工夫、様々な研修の機会や情報の提供を図ります。

3-2 地域社会・家庭における人権教育

生活水準の向上や自由時間の増大などにより、市民の生涯学習に対する意欲が高まっています。また最近の急激な社会変化は、長寿社会に生きる私たちに多くの課題を投げ掛けています。こうした社会変化に対応した学習を継続して行うことが「心豊かに充実した人生を送る」ためにも大切なことになっています。このことから、市では、1995年（平成7年）から「生涯学習推進プラン」を策定し、学習機会の拡充、施設の充実、情報提供、相談体制の充実を進めてきました。現在、2007年（平成19年）に策定の第3次「生涯学習推進プラン」により、さらに内容の充実を図り、生涯学習社会の構築や市民参加と協働のまちづくりを進めてきています。

生涯学習は教え合い学び合う学習ともいわれているように、仲間づくりや支え合いを通じた学習活動です。この学習活動を通じた自己実現と、より良い人間関係の形成が、豊かで人権尊重に満ちた生涯学習社会を構築するうえで、大きな役割を果たします。

市民一人ひとりが広い視野に立ち、様々な学習機会を通して人権問題を正しく理解するとともに、人権に関する知識だけに偏ることなく、人権問題を自らの課題として受け止めながら、人権尊重の精神を日常生活に生かしていくことが大切です。

そのためには、人権尊重の精神に立った「人にやさしい地域づくり」の推進体制の確立、施設の整備、学習機会の提供、指導者の育成等を進める必要があります。特に、家庭は子どもの人格形成の基礎づくりの場として重要な役割を担っています。他人への思いやりと命や人権を尊重する豊かな心を育む家庭教育が求められます。

これらの具体的な取組みとして、次の点に留意して推進する必要があります。

- 公民館等の社会教育施設を拠点として行われる人権に関する各種の学習機会の提供や、地域住民の相互理解と地域社会への参加の促進を図るための様々な交流活動の実施を支援する。
- 人権に関する学習活動を推進する指導者の養成を図るため、社会教育施設関係者、社会教育関係及び諸団体の代表者等を対象に研修会を開催する。
- 交流機会の充実やボランティア活動、NPO（民間非営利団体）の活動の促進を図り、住民の連帯意識に支えられた住み良い地域づくりを推進する。
- 非識字問題の解消を図るため、識字活動を充実させる。また、識字活動を通し、外国人との交流の機会を提供する。
- 社会福祉協議会・PTA 等関係諸団体との連携を深め、市民が一体となった人権教育を推進する。
- 人権尊重の普及と人間性豊かな文化の発展を目指して、総合的な調査・研究や情報提供、啓発等のあり方について検討しながら、人権に関する研究資料、学習教材や啓発資料の開発に努める。

以上をもとに、人権にかかわる市民の自主的な学習活動を積極的に推進します。

3-3 企業における人権教育

公正な採用選考やセクシュアル・ハラスメント、パワーハラスメント※などの職場での嫌がらせ、さらには高齢化・国際化社会における諸問題など、今日、企業を取り巻く人権問題は、企業の存続にもかかわる重要な課題となっています。

自由に職業を選ぶことは基本的人権としてだれにも認められた権利です。就職は、生活の安定や社会参加を通じての生きがいなどの極めて大きな意義を持っており、企業は就職の機会均等を確保し、適正な採用や待遇等に努めなければなりません。

そのため、企業内での人権教育を通じて、経営者やそこで働く一人ひとりが人権問題の本質を正しく理解し、それぞれの立場で具体的に行動していくことが必要です。

市では、労使関係者に対して人権問題に対する正しい理解と認識を深めるため、「企業人権教育推進協議会」への加入を呼び掛け、各企業の人権教育担当者への人権講座や企業内への出張講座を実施するとともに、県や関係団体の主催する人権研修会への参加の呼び掛け、啓発資料の配布等企業の自主的な活動育成強化を図ってきました。

採用選考に際し、不適切な質問や不必要な書類の提出を求める事象や職場における人権侵害を防止するため、引き続き事業の充実強化に努めるとともに、特に次の点について積極的に推進していきます。

- 企業における人権教育が、企業の社会的責任として積極的な取り組みがなされるよう、市企業人権教育推進協議会を中心として、各種啓発・研修活動等を推進していきます。
- 企業が自主的に人権教育に取り組めるよう、各種資料の提供や人権問題の解決に向けた学習活動に取り組む指導者の育成を行います。
- 管理者の人権意識が、その企業で働く人々に大きな影響力を持つことから、企業管理者の人権意識の向上を図ります。
- パートタイマー・フリーター※の不安定な雇用状況、従業員削減による過重労働問題に加え、ワーキングプア※という新たな問題も生じていることから、常に人権を意識した視点から労働環境改善の取り組みがされるよう啓発に努めます。

※パワーハラスメント

一般的には、会社などで職権などの権力差（パワー）を背景にし、本来の業務の範疇を超えて継続的に、人格と尊厳を傷つける言動を行い、就労者の働く環境を悪化させる、あるいは雇用不安を与える行為である。

※フリーター

アルバイト、派遣労働など短期または不安定な仕事に従事している労働者

※ワーキングプア

仕事には就くものの低賃金を余儀なくされる層で、就労はしているものの生活保護の水準以下の収入しか得られない社会層

3-4 人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する人権教育

人権教育の推進に当たっては、すべての人々を対象に取り組を進める必要がありますが、とりわけ人権にかかわりの深い特定の職業に従事する人々に対して、人権教育に関する取り組みを積極的に推進する必要があります。

(1) 公務員

全体の奉仕者として公共の利益のために勤務する公務員は、基本的人権の尊重を基本とし、公平で公正な行政施策を推進する義務があります。また、公務員は公権力の行使に当たっても、常に人権への配慮が求められています。人権に配慮した行政施策を推進していくためには、直接住民と接することが多い職員はもとより、企画立案等の職務で直接住民と接する機会の少ない職員についても、職員一人ひとりが確かな人権感覚を備える必要があります。

これまで、公務員については新規採用職員から管理職に至るまで、それぞれの職務に合った研修を実施し、きめ細かな人権感覚を備えるため、人権教育の研修会等を実施してきました。

今後は、研修により積み重ねてきた経験や手法を生かしながら、住民の見本となるような人権感覚の育成を目指し、計画的な人権教育を実施します。

(2) 教職員

教職員は、幼・少・青年期という大変重要な人格形成期に、教育活動を通し子どもに接することにより、人権尊重の精神形成に大きな影響を与える職業です。今まで同和教育で培ってきた手法や成果を人権教育に生かし、子どもの実態や発達段階に即した指導ができるよう、自ら進んで人権問題についての研修に努める必要があります。また、人権についての正しい理解を深め、自ら実践することができる教職員を育成するため、学校人権教育研究会を中心に、研修会、公開授業、人権教育実践録及び人権に関する作品集の作成を引き続き行っていきます。

また、教職に携わる者としての社会的役割を自覚し、PTA 活動や地域の取組みに積極的に参加するなど、人権が尊重される社会づくりへの貢献も求められています。

(3) 医療関係者

医師を始めとする医療関係者は、人々の健康と生命を守るため、様々な疾病の予防や治療、介護、相談業務を担っています。業務の遂行に当たっては、患者や要介護者の人権を尊重するとともに、プライバシーへの配慮や病歴等診療情報の保護に努めるなど人権意識に根差した行動が求められています。

このため、医療現場における患者等の人権の重要性を認識し、患者等への対応について

常に適切な配慮や、インフォームド・コンセント※の確立が図られるよう、医療関係職場における人権教育を推進します。

（４）保健福祉関係者

福祉事務所職員や福祉施設職員、民生児童委員、ホームヘルパー、保健師、介護支援専門員等の保健福祉関係事業に従事する人は、高齢者や障がい者を始め様々な人々の生活の相談や身体介護などに直接携わっていることから、人間の尊厳と個人の人格の尊重、秘密の保持など、常に人権を基本とした行動が求められています。

このため、保健福祉関係に従事するすべての人々の人権意識の普及高揚を図るため、福祉事務所や保健福祉施設、社会福祉法人等における人権教育を引き続き推進します。

（５）消防関係者

消防職員や消防団員は、火災を予防、警戒、鎮圧することにより、市民の生命、身体及び財産を火災から守るとともに、火災又は地震等の災害による被害の軽減等を職務としていることから、人命にかかわる活動も多く人権に配慮した行動が求められます。

消防関係者に対する人権教育は、県消防学校の研修において実施されていますが、今後とも人権に関する正しい知識を習得し、その重要性を認識して各消防活動において適切な対応がとれるような人権教育を推進します。

（６）マスメディア関係者

新聞、テレビ、ラジオ、雑誌等のマスメディアは、社会への情報提供と公害や薬害事件、政治家や官僚の汚職などの権力犯罪の追及に、それぞれ重要な役割と成果をあげてきました。しかし一方では、人権侵害の疑いのある取材・報道によって社会的な批判を受ける事例も発生しています。

マスメディア関係者は、正確な情報を住民に伝えるという公共的使命を担っており、人々の価値判断や意識形成に大きな影響を与えることから引き続き人権擁護に向けた取組みが求められます。

※インフォームド・コンセント

患者及び被検者本人が、医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者により、医療措置について必要かつ十分な説明を受け、十分に理解したうえで選択・同意・拒否すること。

4. 推進体制

4-1 推進体制

4-2 国、県、関係団体との連携

4-3 施策のフォローアップ

4-1 推進体制

「人権教育のための国連10年」にかかわる施策を推進するため「大町市人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、「人権教育のための大町市行動計画」の策定や計画の推進を図ってきました。

国連における「人権教育のための国連10年」の計画期間が終了しましたことから、この基本方針に基づく諸施策の推進に当たっては「大町市人権教育のための国連10年推進本部」を廃止し、新たな組織体制を設けて行政機関相互の一層の綿密な連携・強化を図りながら全庁的に取り組むこととします。

4-2 国、県、関係団体との連携

この基本方針を効果的に推進するためには、国、県等公的機関や企業、関係団体及び地域社会などにおいて、基本方針の趣旨に沿った様々な取り組みが必要です。

そのため、あらゆる機会を通じて基本方針の趣旨等の浸透を図るとともに、公的機関や企業、団体等とのネットワークを図りながら、全市的な取り組みにより推進します。

(1) 国、県との連携

国、県が実施する様々な人権関係施策に積極的に参加します。また、関係諸機関との連携を強めます。

(2) 民間団体、自治会、公民館分館等との連携

人権教育の取り組みを促進するとともに、自主的な人権教育を支援するため、講師や教材等について助言や情報提供を行います。

4-3 施策のフォローアップ

基本方針における施策の進ちょく状況や効果などについて、定期的にフォローアップを行い、その結果を施策の推進に反映させるとともに、国や県の動向、当市の状況等を踏まえ、この基本方針を必要に応じ見直すこととします。

5. 資料

- ◇世界人権宣言
- ◇日本国憲法（抜粋）
- ◇人権教育及び人権啓発に関する法律
- ◇大町市人権擁護に関する条例

世 界 人 権 宣 言

Universal Declaration of Human Rights

1948年12月10日 国際連合総会を通過し、かつ、これによって宣言された。

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫に対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条

すべての人間は、生れながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条

1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づくいかなる差別もしてはならない。

第3条

すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条

何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条

何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条

すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条

すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条

すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条

何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条

すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当っては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条

- 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。
- 2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条

何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条

- 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第14条

- 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。
- 2 この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第15条

- 1 すべて人は、国籍をもつ権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第16条

- 1 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。
- 2 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。
- 3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第17条

- 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。
- 2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第18条

すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第19条

すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第20条

- 1 すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。
- 2 何人も、結社に属することを強制されない。

第21条

- 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。
- 2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- 3 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第22条

すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第23条

- 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- 2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- 3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- 4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第24条

すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第25条

- 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。
- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第26条

- 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種の若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
- 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第27条

- 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵にあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第28条

すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第29条

- 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもっぱら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
- 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第30条

この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

日 本 国 憲 法（抜粋）

【前文中段】

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

第 1 1 条

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 1 2 条

この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第 1 3 条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 1 4 条

1 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第 1 8 条

何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 1 9 条

思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 2 0 条

1 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

第 2 1 条

1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 2 2 条

1 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

第 2 3 条

学問の自由は、これを保障する。

第 2 4 条

1 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成12年12月6日

法律 第147号

(目的)

第1条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵（かん）養を目的とする教育活動を行い、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第3条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第4条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第5条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第6条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第八条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第1条 この法律は、この法律の施行の日から三年以内に、人権擁護施策推進法（平成八年法律第二百十号）第三条第二項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

大町市人権擁護に関する条例

平成11年9月29日

条例 第26号

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有と法の下での平等を保障した日本国憲法の理念及び世界人権宣言の精神にのっとり、部落差別をはじめとするあらゆる差別をなくすとともに、市民の人権擁護を図り、もって明るく住みよい大町市の発展に寄与することを目的とする。

(市の責務)

第2条 市は、前条の目的を達成するために必要な施策を実施するとともに、市民の人権意識の高揚に努めるものとする。

(市民の責務)

第3条 市民は、相互に基本的人権を尊重し、人権擁護に関する市の施策に協力するとともに、自らも人権侵害となる行為をしないよう努めるものとする。

(教育及び啓発活動の推進)

第4条 市は、市民の人権意識の高揚を図り、人権を擁護する社会的環境を醸成するため、教育及び啓発活動の推進に努めるものとする。

(調査研究等の実施)

第5条 市は、第1条の目的を達成するため、必要に応じ調査研究等を行うものとする。

(推進体制の充実)

第6条 市は、人権擁護に関する施策を総合的かつ効果的に推進するため、国、県、関係団体等と連携し、推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第7条 市長の諮問に応じ、人権擁護に関する総合的な施策について調査審議するため、大町市人権擁護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第8条 審議会は、委員10人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 関係団体の代表者
- (2) 識見を有する者
- (3) その他市長が適当と認める者

(任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第10条 審議会に会長及び副会長各1人を置き、委員が互選する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第11条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(幹事)

第12条 審議会に幹事を置く。

2 幹事は、市職員のうちから市長が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補佐する。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年10月1日から施行する。

(大町市同和対策審議会条例の廃止)

2 大町市同和対策審議会条例（昭和47年条例第27号）は、廃止する。

附 則（平成13年 6 月29日条例第27号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際に現にこの条例による改正前の規定によって委嘱又は任命された附属機関の委員は、この条例によって委嘱又は任命されたものとみなす。